令和７年度定期監査（第１回工事監査）の結果に関する措置について

（令和７年８月２５日現在）

１　監査の期間　　令和７年４月１日から同年７月４日まで

２　監査対象年度　令和６年度工事等（令和６年１２月から令和７年２月までの工期）

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容	措置分類
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項及び第１１条によると、施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第９条第３項の建設工事の規模に関する基準以上のものに該当する工事をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通知しなければならないとされているが、当該通知を行っていなかった。	建設局 建設管理部 公園緑化課 河川港湾課 都市計画部 谷山都市整備課 道路部 道路建設課 道路維持課	指摘事項については、当該通知の失念及び認識不足が主な原因である。 これに対し、令和７年７月１４日に、下記の局長通知を受け、所属長から各係長を通じて工事担当者全員に対し、当該通知の徹底を指導した。 今回の指摘を受け、局内においては、法令に定める手続きを遵守するよう、その内容を含め、周知及び遵守に関する局長通知を７月１１日に関係職員全員に発出した。 さらに、工事発注時のチェックリストの適正な運用や工事台帳での記録管理を徹底するなど、再発防止に取り組んでいるところである。 （通知受理日：令和７年８月１４日）	措置済